

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第15号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年11月14日 06時00分ごろ	
発生場所	広島県江田島市小用港切串 小用港西沖防波堤灯台から真方位125° 200m付近（概位 北緯34° 17.1′ 東経132° 28.5′）	
事故等調査の経過	平成21年1月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	旅客船 第五きりくし、373トン	
船舶番号、船舶所有者等	135297、上村汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾管シールのインフレタブルリングの貫通き裂	
事故等の経過	本船は、小用港切串において、始発便として出港準備中、平成20年11月14日06時00分ごろ、機関長が船尾管シールからの微小漏水を発見し、同シールを掃除する目的で圧力空気を送ったが、漏水が止まらず、運航不能と判断し、修理のため同市能美町所在の造船所に回航した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 端面シール型船尾管シールのゴム製インフレタブルリングに、経年劣化による貫通き裂が生じたものと考えられる。 機関長は、船尾管シールの整備を適切に行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が小用港切串において出港準備中、船尾管シールのインフレタブルリングに貫通き裂が生じたため、航行不能となったことにより発生したものと考えられる。	